

東京防犯優良マンション等審査基準

駐車場

屋外駐車場

1 構造	(1) 当該駐車場外周部に接する道路等から、当該駐車場に駐車している車のドアの近傍に立った人の挙動・姿勢が識別できる程度の見通しを確保していること。又は、防犯カメラの設置等により、見通しを補完する措置が講じられていること。	必須
	(2) 外周部には、場内への見通しを妨げない構造の、高さ1 m以上のフェンス、柵等が設置されていること。	必須
2 管理者	(1) 管理者（管理者に準ずるものを含む。）が常駐もしくは巡回していること。	推奨
3 防犯カメラ	(1) 出入口部、料金自動支払機近傍を撮影範囲とする防犯カメラが設置されていること。又は、2に記載の管理者が常駐している場合には、その常駐箇所からこれらの箇所が見通せること。	必須
	(2) 駐車スペースには、車と人の動きが確認できる防犯カメラが設置されていること。	必須
	(3) 防犯カメラには、これと連動したモニター及び記録装置が装備されていること。	必須
4 出入口ゲート	(1) 出入口には、門扉、チェーン等の出入場を制限する設備が設置されていること。	必須
	(2) 出入口には、自動ゲート管理システムが設置されていることが望ましい。	推奨
5 照明設備	(1) 車路は、床面において10ルクス以上、駐車スペースは床面において3ルクス以上、出入口部及び料金自動支払機近傍は床面において20ルクス以上の水平面照度を確保すること。	必須